

綾部市印刷物等広告掲載要綱 (平成26年 1月21日告示第8号)

最終改正:令和4年12月1日告示第214号

改正内容:令和4年12月1日告示第214号 [令和4年12月1日]

○綾部市印刷物等広告掲載要綱

平成26年 1月21日告示第8号

改正

平成31年4月23日告示第96号

令和4年12月1日告示第214号

綾部市印刷物等広告掲載要綱

綾部市広報紙広告掲載要綱(平成17年綾部市告示第9号)の全部を次のように改正する。

(趣旨)

第1条 この要綱は、綾部市が作成する印刷物等に掲載する広告の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告主)

第2条 広告の掲載を希望する者(以下「広告主」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 事業を営む個人、法人又は団体

(2) その他市長が必要と認める者

(広告媒体)

第3条 広告を掲載することができる印刷物等(以下「広告媒体」という。)は、次に掲げるものとする。

(1) 広報紙

(2) ホームページ

(掲載基準)

第4条 広告は、次に掲げる基準を満たすものとし、かつ、綾部市広告審査委員会(以下「委員会」という。)が掲載を認めたものとする。

(1) 市民の生活文化に役立ち信頼を得るもの

(2) 地域社会に貢献するもの

(3) 他を中傷し、誹謗し、又は名誉を傷つけないもの

(4) 関係法令に反しないもの

(広告の規格等)

第5条 広告の1枠の大きさは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 広報紙 おおむね縦4.5センチメートル、横6センチメートルとする。

(2) ホームページ 縦60ピクセル、横183ピクセルとする。

2 広告主は、掲載位置の指定をすることができない。

3 広告図案は、広告主が作成するものとする。

(掲載期間)

第6条 広告の掲載期間は、原則として1年又は半年とする。

(広告掲載料)

第7条 広告掲載料は、1枠につき1か月当たり5,000円とする。

(掲載の申込み等)

第8条 広告主は、市長が指定した期日までに、綾部市印刷物等広告掲載申込書(別記様式)に広告図案を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申込書の提出があったときは、委員会の審査を経て掲載の可否を決定し、速やかに広告主に通知するものとする。

3 前項の通知を受けた広告主は、市長と契約を締結しなければならない。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。**附 則**

この告示は、平成26年2月1日から施行する。

附 則 (平成31年4月23日告示第96号)

この告示は、平成31年4月23日から施行し、改正後の綾部市印刷物等広告掲載要綱の規定は、平成31年度の広告から適用する。

附 則 (令和4年12月1日告示第214号)

この告示は、令和4年12月1日から施行する。

別記様式 (第8条関係)
別記様式 (第8条関係)

年 月 日

綾部市長 様

住 所
申込者
法人名等

連絡先	所 属 等	
	担当者名	
	電話番号	
	Eメール	

綾部市印刷物等広告掲載申込書

綾部市印刷物等広告掲載要綱第8条の規定に基づき、次のとおり広告掲載を申し込みます。

1 広告媒体 広報紙 ・ ホームページ

2 期間 年 月から 年 月まで

3 料金 金 円

4 内容

図 案 (広告内容)	
---------------	--

5 リンク先のホームページアドレス (ホームページに掲載の場合のみ)

--